

平成 23 年 3 月 10 日

指定確認検査機関 各位

富士市長 鈴木 尚  
( 公 印 省 略 )

富士川地域（旧富士川町）の区域区分及び白地地域の  
建築形態数値の変更について（お知らせ）

建築基準法第 77 条の 33 の規定により、標記の情報について提供します。

富士川地域（旧富士川町）において、平成 23 年 3 月 25 日に区域区分（線引き）の告示（施行）を予定しております。併せて都市計画区域（岳南広域都市計画区域に編入する富士川都市計画区域）のうち用途地域の指定のない区域内（今回の区域区分により市街化調整区域となる範囲）における建築形態数値のうち建ぺい率の上限に関して 70% から 60% へ変更します。

なお、区域区分により市街化調整区域内となる予定の敷地について、都市計画法の市街化調整区域に関する制限を受けない建築行為の工事着手は告示日（施行日）以前でなくてはなりません。

告示日前に建築確認を申請しても確認済証の交付、工事着手が告示日以降になる場合、市街化調整区域内の建築制限を受けることになり、都市計画法許可等（都市計画法第 43 条許可又は都市計画法施行規則第 60 条適合証）の取得が必要になります。

本決定に関する地域・地権者には周知してありますが、貴機関におかれましては確認の審査に際し、ご留意いただくようお願い申し上げます。

富士市都市整備部建築指導課  
審査指導担当 長橋良知  
Tel : 0545-55-2791